

市営住宅における損害保険の加入について

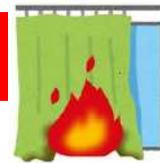
市営住宅において、入居者の過失によって火災や水漏れが発生し、周辺の住戸や市に損害賠償を伴う被害を与えた場合、入居者（原因者）が補償の責任を負うことになります。

もしもの場合に備えて、火災保険等（家財補償、借家人賠償責任保険、個人賠償責任補償がある保険）に加入することをお勧めします。補償内容や保険料は、保険会社等にご確認ください。



○ 家財の火災保険

火災で家具や衣類が燃えてしまった等の家財の損害補償



○ 借家人賠償責任保険

火災を起こしてしまった等による市への損害賠償補償



○ 個人賠償責任保険

洗濯機のホースがはずれて水があふれ、水漏れで階下の住戸に損害を与えた、ベランダから物を落として他人の物を壊したりケガをさせた等の損害賠償補償



市営住宅の管理に関すること

北九州市建築都市局住宅管理課：093-582-2556

北九州市住宅供給公社管理第二課：093-531-3030